

広島県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年八月十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道世羅甲田線	世羅郡世羅町大字青水字江野垣内三九四番四地先から 世羅郡世羅町大字津口字瀬波戸二九六八番二地先まで 世羅郡世羅町大字賀茂字宮之後山一〇九一一番一六地先から 世羅郡世羅町大字青水字江野垣内三九四番一一地先まで	令和四年八月四日